

○議長（吉田敏郎）

日程第3 議案第29号 開成町森林環境譲与税基金条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、森林環境譲与税の創設に伴い当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するため、基金を設置したいので、開成町森林環境譲与税基金条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

それでは議案を読み上げます。

議案第29号 開成町森林環境譲与税基金条例を制定することについて。

開成町森林環境譲与税基金条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

開成町条例第 号 開成町森林環境譲与税基金条例。

提案趣旨説明にもありましたように、森林環境譲与税の創設に伴い当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し及び運用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものです。

第1条では、森林環境税環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に規定する木材利用の促進や普及啓発など、施策の経費に充てるために基金を設置するとしています。

第2条では、基金として積み立てる金銭について規定し、一般会計歳入歳出予算に定める額としています。

第3条では、基金の管理規定であり、適正に管理するために定めるものです。

第4条では、基金から生ずる収益についての規定であり、第3条によって生じる利息は、歳入歳出予算に計上をし、基金に繰り入れます。

第5条は、基金の取り崩しについての規定であり、設置目的にあたる施策に活用する場合に限り金を取り崩すことができます。

第6条は、条例の施行について基金の管理に関し、必要な事項を別に定めることを規定するものであり、必要に応じて規則等で定めるものとします。

この条例を制定することにより、単年では小さい剰余額を基金に積み立てをして、事業に必要な経費を確保することが可能になります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。ちょっと確認させていただきたいのですけれども、管理の第3条で、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないという文言がありますけれども、これはよく分かるのですけれども、例えば、現状の場合、どのような管理方法というようなことを考えられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

これは金融機関への預金ということですから、現金では持たないという意味でございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ちょっと細かい話になってしまうのですけれども、銀行への預金といっても、利息の利率とかそういうのもありますけれども、そういうのも勘案していくというような理解でよろしいのか、ちょっとその辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、基金全般の運用ということですので、本来、会計管理者が答えるところでございますけど、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には、こういった基金の運用、あるいは現金の運用というのは、いわゆる預金、それから貯金、預金の中にも、定期であったり、普通であったり。

あとはあまり最近はやらないことが多いのですけれども、いわゆる債券を買う。国債であるとか、県債であるとか、ありますけれども、こちらの森林環境税については、いずれ基金を取り崩して使うことを考えますと、長期間預ける預金というよりは、一般的には普通預金を使ってためておくことが一番よろしいかなと。

その理由としまして、今、定期に正直に積みましても、利率を考えますと、あまり有利なものは見つかりませんので、それであればフレキシブルに使うことができる普通預金で運用することが一番考えられるかなというふうに現時点ではお答えできると。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5 番、茅沼です。1 件だけお聞きします。この森林環境税の基金を設立するというのは、国の指示でやむを得ないと思うのですが、この 5 条にある第 1 項に規定する経費の財源というふうに書いてありますけれど、これを基金に積み立てた後、どういうふうにするのかという目録は何かないですかね。どのようなことに使うために、この基金を設けて、そこにお金を入れていくのか。考えがあればお聞かせいただきたい。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

ではお答えさせていただきます。現状では、もう庁舎等に使うという発想はないのですが、今後、例えばなのですけども、学校の木材利用というときがきたとき、あるいは子どもたちの単純に考えますと、県産木材を優先的に使ったデスクを購入するだとか、その辺は私のほうで勝手にお答えできませんけれども、一応そのようなことが考えられると思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

日程第 3 議案第 29 号 開成町森林環境譲与税基金条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決しました。